

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は歯科衛生士として必要な知識と技能を修得させ、有能な歯科衛生士を養成するとともに歯科医療をとおして県民の歯科衛生思想の普及向上に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、沖縄歯科衛生士学校と称する。

(位置)

第3条 本校は、沖縄県浦添市港川一丁目36番3号に置く。

(設置主体)

第4条 本校は、一般社団法人沖縄県歯科医師会が設置経営する。

第2章 課程、学科及び修業年限、定員

第5条 本校の課程、学科及び修業年限並びに定員は次のとおりとする。

課程名	学科名	修業年数	1学年定員	1学年学級数	学生総定員
医療専門課程	歯科衛生士科	昼3年	44名	1	132名

2. 在学年数は修業年限の2倍の年数を越えることはできない。

第3章 教職員の組織

第6条 本校に次の職員を置く

- (1) 校長 1名
- (2) 副校長 1名以上
- (3) 教務部長 1名
- (4) 副教務部長 2名
- (5) 専任教員 4名以上(内1名は教務主任とする。)
- (6) 非常勤講師 若干名
- (7) 専任事務職員 1名以上

第4章 教育課程

(学科課程及び単位数)

第7条 本校の学科課程及び単位・授業時間数は、別表のとおりとする。

2. 校長が必要と認めるときは、課外授業を行うことができる。

第5章 学年、学期及び休業日

(学年)

第8条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第9条 学期は次のとおりとする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第10条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日、沖縄県条例の定める休日
- (3) 春期休業 3月20日から4月7日まで
- (4) 夏期休業 8月1日から9月10日まで
- (5) 冬期休業 12月24日から1月7日まで
- (6) 校長が特に定める日

但し、校長は、必要があると認める場合には、休業日を変更することができる。

(始業及び終業)

第11条 本校の始業及び終業時刻は、次のとおりとする。

午前9時から午後4時20分まで

但し、校長は、必要があるときは変更することができる。

第6章 入学、退学、転学及び休学等

(入学時期)

第12条 本校の入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第13条 本校に入学する資格のある者は、学校教育法第90条1項に該当する者とする。

(入学志願手続)

第14条 入学志願者は、下記の書類を取り揃え、定められた期日以内に提出しなければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 履歴書
- (3) 最終学校の卒業証明書または卒業見込証明書
- (4) 出身高等学校の調査書
- (5) 入学検定料

(入学志願者の選考)

第15条 前条の手続きを終了した者に対して、学力検査、人物考査を行い、その成績及び調査書を総合して選考し、教務委員会の議を経て校長が入学を決定する。

(入学手続)

第16条 入学を許可された者(以下「学生」という。)は、指定期日までに、第32条に定める入学金・授業料・実習費を納入しなければならない。

2. 誓約書に保護者及び保証人1名を定め、必要書類を添えて、提出しなければならない。
3. 前項の手続きを怠り、又は入学期日に許可なく出席しない場合は、入学を取り消すことがある。

(再入学・転入学)

第17条 本校を退学した者が再入学を希望した場合は、校長はこれを許可することがある。本校への転入学を希望する者については、教育の程度・教科などの進捗状況が同程度であり、かつ、本校に欠員がある場合に限り、選考の上、教務委員会の議を経て、校長が転入学を許可することができる。

2. 転学の時期については学年の始めとする。

(欠席)

第18条 学生が欠席する場合は、その事由を校長に届け出なければならない。但し、病気等で1週間以上引き続き欠席する場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

(休学)

第19条 学生が病気その他やむを得ない理由により、休学しようとする場合は、本校の定める休学願及びその事由書を添えて提出し、校長の許可を受けなければならない。

但し、病気の場合は医師の診断書を添付しなければならない。

2. 休学期間は1年以内とする。

(復学)

第20条 学生が復学を希望する場合は、本校の定める復学願及びその事由書を添えて提出し、校長の許可を受けなければならない。

2. 前項の者が許可を受けた場合は、休学時の学年に編入する。

(退学)

第21条 学生が退学する場合は、本校の定める退学願及びその事由書を添えて提出し、校長の許可を受けなければならない。

第7章 成績考査、進級、卒業

(成績評価)

第22条 学科目の成績評価は、定期試験及び実習並びに平素の履修状況等を総合的に判断して行う。

(試験)

第23条 試験は、定期試験とする。

(受験資格)

第24条 前条の試験資格を得るためには、その科目の授業時間数の3分の2以上出席しなければならない。

(合格点)

第25条 試験の成績は、各教科100点満点の60点以上を合格とする。

(再試験)

第26条 試験の成績が合格点に達しない者は、再試験を受けることができる。

2. 再試験を受ける者は再試験願を提出し校長の許可を受けなければならない。
3. 再試験の期日及び再試験料は別に定める。

(追試験)

第27条 試験に欠席した理由が止むを得ないと認められる者は、追試験を受けることができる。

2. 追試験を受ける者は追試験願を提出し校長の許可を受けなければならない。
3. 追試験の期日及び追試験料は別に定める。

(単位及び卒業の認定)

第 28 条 単位及び卒業の認定は、学業成績、出席状況について評定のうえ、教務委員会の議を経て校長が行う。

(既修得単位認定)

第 29 条 教育上有益と認めるときには、本校に入学する前に他の専修学校の専門課程・大学・短期大学等において修得した単位を本校における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

但し、本校の課程の修了に必要な単位数の2分の1を超えないものとする。

2. 履修認定に関する必要な事項は別に定める。

(証書の授与)

第 30 条 校長は、所定の全課程を修了したと認められた者には、卒業証書を授与する。

(称号の授与)

第 31 条 前条により、医療専門課程歯科衛生士科を修了した者には、専門士(医療専門課程)の称号を授与する。

第 8 章 入学検定料・入学金・授業料等

(授業料等)

第 32 条 入学検定料、入学金及び授業料、実習費は次のとおりとする。

- | | |
|-------------|----------|
| (1) 入学検定料 | 10,000円 |
| (2) 入 学 金 | 200,000円 |
| (3) 授業料(年額) | 400,000円 |
| (4) 実習費(年額) | 120,000円 |

2. 授業料その他納入金は、校長が指定した期日までに納入しなければならない。

(返 還)

第 33 条 既に納入した入学金、授業料その他納入金は、返還しないことを原則とする。

第 9 章 賞 罰

(褒 賞)

第 34 条 校長は、成績優秀にして他の模範となる者を褒賞することができる。

(懲 罰)

第 35 条 校長は、学則その他の規定に違反し、または学生の本分に反する行為があったときは教務委員会の議を経て、その学生を懲戒することができる。

2. 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3. 退学は次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 素行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく、出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- (5) 本校に納付すべき授業料等を許可なく滞納した者

第 10 章 委 員 会

(教務委員会)

第 36 条 本校に教務委員会を置く。

2. 教務委員会に関する必要な事項は別に定める。

(運営委員会)

第 37 条 本校を適正に管理運営するために、運営委員会を置く。

2. 運営委員会に関する必要な事項は別に定める。

(教育課程編成委員会)

第 38 条 本校に教育課程編成委員会を置く。

2. 教育課程編成委員会に関する必要な事項は別に定める。

(学校関係者評価委員会)

第 39 条 本校に学校関係者評価委員会を置く。

2. 学校関係者評価委員会に関する必要な事項は別に定める。

第 11 章 健康管理

(健康診断)

第 40 条 健康診断は、毎年1回別に定めるところにより実施する。

第 12 章 雑 則

(細 則)

第 41 条 この学則に定めるもののほか、本校の運営に関する必要な事項は、別に定める。

付 則

- 1 この改正学則は、厚生大臣の承認を受けた日(昭和63年3月17日)から施行する。
- 1 この改正学則は、平成4年4月1日から施行する。
- 1 この改正学則は、平成6年12月15日から施行する。
- 1 この改正学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 1 この改正学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 1 この改正学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 1 この改正学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 1 この改正学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 1 この改正学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 1 この改正学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 1 この改正学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 1 この改正学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 1 この改正学則は、令和2年4月1日から施行する。

別 表

医療専門課程 歯科衛生士科

	教育内容	学 科 目	総単位・時間		学年別履修単位・時間数					
			単位数	時間数	1年		2年		3年	
					単位	時間	単位	時間	単位	時間
基礎分野	科学的思考の基礎 人間と生活	生物	2	30	2	30				
		化学	2	30	2	30				
		心理学	2	30	2	30				
		倫理学	1	20	1	20				
		社会学	1	15	1	15				
		英語	2	30	2	30				
専門基礎分野	人体(歯・口腔を除く。)の構造と機能	解剖学	2	30	2	30				
		組織発生学	1	20	1	20				
		生理学	1	20	1	20				
		生化学	1	20	1	20				
	歯・口腔の構造と機能	口腔解剖学	2	30	2	30				
		歯牙解剖学	2	30	2	30				
		口腔生理学	1	20	1	20				
	疾病の成り立ち及び回復過程の促進	病理学(含口腔病理学)	2	30	2	30				
		薬理学(含歯科薬理学)	2	30	2	30				
		微生物学(含口腔微生物学)	2	30	2	30				
	歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み	口腔衛生学	2	30	2	30				
		公衆歯科衛生	2	30	2	30				
		歯科保健統計	2	30			2	30		
		衛生学・公衆衛生学	2	30	2	30				
		衛生行政・社会福祉	2	30					2	30
専門分野	歯科衛生士概論	歯科衛生士概論	2	30	2	30				
	臨床歯科医学	歯科臨床概論	1	20	1	20				
		保存修復学	1	20			1	20		
		歯内療法学	1	20			1	20		
		歯周療法学	2	30			2	30		
		歯科補綴学	2	30			2	30		
		歯科矯正学	2	30			2	30		
		口腔外科・歯科麻酔学	2	30			2	30		
		小児歯科学	2	30			2	30		
		障害者歯科学	1	15			1	15		
		高齢者歯科学	1	15			1	15		
	歯科放射線学	1	15			1	15			
	歯科予防処置論	歯科予防処置	7	245	3	105	4	140		
	歯科保健指導論	口腔保健管理	2	30					2	30
		歯科保健指導	7	210	3	90	3	90	1	30
歯科診療補助論	栄養指導	2	30			2	30			
	歯科診療補助	7	245	3	105	4	140			
	感染予防学	1	15	1	15					
	臨床検査	1	15			1	15			
	摂食機能訓練法	1	20			1	20			
	歯科器械・材料学	2	30	2	30					
臨地実習(含臨床実習)	医療保険実務	2	30					2	30	
	臨地・臨床実習	20	900	1	45	6	270	13	585	
選択分野	基礎分野	情報リテラシー	2	30	2	30				
		コミュニケーション概論	1	20	1	20				
		接遇対応	1	20	1	20				
	専門分野	先進歯科概論	1	15					1	15
		総合歯科学	4	120					4	120
		看護概論	1	20	1	20				
		介護技術法	2	30			2	30		
隣接医学・救急蘇生法	2	30			2	30				
合 計			120	2905	53	1035	42	1030	25	840

但し、校長が必要と認められた時は、随時、各科目以外の講義および課外講義を行うことができる。

講義及び演習は15時間から30時間を、実習、実技は、30時間から45時間を、臨地実習については、45時間を1単位とする。

沖縄歯科衛生士学校学則細則

昭和50年3月	制 定
昭和55年3月	一部改正
昭和63年3月	全部改正
平成 2年6月	〃
平成19年4月	一部改正
平成22年4月	一部改正
令和 2年4月	一部改正

総 則

第1条 この細則は沖縄歯科衛生士学校学則第39条に基づき、これを定める。

(宣 誓)

第2条 学生は入学の際に宣誓を行い、これを守らなければならない。

2 宣誓は、本学の建学の精神を体し、諸規則を守り専心勉学に勉める旨を記した宣誓書に署名押印するものとする。

(学生証)

第3条 学生は毎年度始めに教務課で学生証の交付を受けなければならない。

2 学生証は学生の身分を証明するものであるから常に携帯することとし、万一紛失その他使用に耐えなくなったときは、再交付願(様式1)と写真を添えて教務課へ提出して交付を受ける事。

(服 装)

第4条 学生の服装等は学生としての品位と対面を保持するとともに、校章及び所定の名札を着用するものとする。

2 学生は、実習等の施設内における服装等については、当該指導責任者の指示に従うとともに、身だしなみについても留意しなければならない。

(住所及び身分の異動)

第5条 学生は住所を変更したときは、速やかに変更届(様式2)を提出するものとする事。

2 学生は改名、転籍があつた場合は、戸籍抄本を添付して届書(様式3)を提出する事。

(保証人の変更)

第6条 保証人に変更のあつたときは、速やかに届書(様式4)を提出する事。

(転入学の手続き)

第7条 学則第17条に基づく転入学の手続きは、学則第16条の規定を準用する。

(休学、復学、退学等)

第8条 学則第19条に基づく休学願は、様式5を、学則第20条に基づく復学願は、様式6を、また、学則第21条に基づく退学願は、様式7を提出しなければならない。

(授 業)

第9条 各教科ごとに、授業のはじめに出欠を調べることを原則とする。

2 休講、又はその他の連絡事項は教務掲示板に掲示する

(欠席、欠課、早退、遅刻等)

第10条 学生が欠席、欠課、早退をしようとする場合は学校長に欠席届(様式8)、欠課届(様式9)、早退届(様式10)により申し出ること。

2 遅刻は定刻より20分以内とし、それ以降は欠課と見なす。

3 学生が次の各号に該当する理由で欠席する場合は欠席の扱いとしない。ただし、学科履修時数が不足したときは、補習を受けなければならない。

- (1) 学生が結婚する時(5日)
- (2) 父母及び兄弟姉妹が結婚するとき(1日)
- (3) 喪に服する時……配偶者、父母及び子(7日)
- (4) 喪に服する時……祖父母、兄弟姉妹(3日)
- (5) 喪に服する時……前号以外の親族(1日)
- (6) 伝染病……学校保健法に基づく期間

(試 験)

第11条 学則第23条に基づく試験は、筆記試験、口頭試問、レポート及び実技、作品評価等によって実施される。

2 試験は原則として50分とし30分間を経過しない間は退室を認めない。

3 試験中一度試験場外に出たものは原則として再び入室できない。

4 試験中、不正行為を発見した場合は直ちに退室を命じ、当該学科目の単位は認定しない。

5 レポートによる試験にあって、その提出期日までに提出しないものは、その教科を放棄したものとみなす。

6 学科試験及び、実技試験の再試験は2回まで受験できる。

7 次の者は試験の受験を認めない。

- (1) 学費、及び追・再試験料未納者
- (2) 20分以上の遅刻者

8 追試験を受けようとする者は、追試験受験願(様式11)を、再試験を受けようとする者は、再試験受験願(様式12)を手数料を添えて提出しなければならない。

9 試験の成績は、各学生に通知する。

(補 習)

第12条 学則第24条の受験資格に満たない者について、学校長がやむを得ないと認めたときは、その者に必要な補習を受けさせ、評価を行うことができる。

(諸手数料)

第13条 下記各証明書の発行については、所定の手数料を添えて所要2日前までに願書(様式13)を教務課へ提出しておくものとする。但し、(1)、(4)については、5日前までとする。

種 別	手数料	種 別	手数料
(1)成績証明書	200円	(5)在学証明書	200円
(2)卒業証明書	200〃	(6)学生証(再交付)	200〃
(3)卒業見込証明書	200〃	(7)追・再試験料	1,000〃
(4)単位取得証明書	200〃	(1科目につき)	

(学生のアバイト)

第14条 アバイトは原則として認めない。但し、保護者の承諾の下にアバイト許可願(様式14)を求人者の署名捺印を得たうえ、学校長に届出て許可を得た者に限り認める。

(健康診断及び健康管理)

第15条 学生に対して、健康診断を一斉に実施する。

2 学生が授業時間中または、学内で課外活動中に急病若しくは不慮の事故により負傷した場合は速やかに事故届(様式15)を提出すること。

(掲 示)

第16条 学内で掲示しようとするときは、責任者は学校長の認証を受け、所定の場所に掲示しなければならない。学外諸団体等の掲示についても同様に取扱う。

(集会および施設の使用、演説、募金、署名などの行為)

第17条 学生が集会しようとするとき、また演説、募金、署名などを行うときは、責任者は事前に学校長の承認(様式16)を得るものとし、施設の使用に関しては、教務課を経て学校長の許可を得なければならない。

(教育課程編成委員会)

第18条 教育課程編成委員会は、校長、副校長、教務部長、専任教員および本校以外の学識経験者の中から、校長が任命した者若干名をもって組織する

2 教育課程編成委員会は、本校教育課程の課題等について検討し教育課程の編成に活用する

3 教育課程編成委員会は定例日(年2回)及び必要に応じて開催する

4 教育課程編成委員会で協議または指摘した事項については、教務委員会で検討し学校教育・教育活動に反映させる

(学校関係者評価委員会)

第19条 学校関係者評価委員会は、校長、副校長、教務部長、専任教員および本校以外の学識経験者に加え、地域代表者等の中から、校長が任命した者若干名をもって組織する

2 学校関係者評価委員会は、本校関係者による自己評価および本校事業報告等について検討および評価し、教育活動及び学校運営に活用する

3 学校関係者評価委員会は定例日(年2回)及び必要に応じて開催する

(教職員の研修)

第20条 常勤教職員の研修においては、教育の質の向上を図り、教育内容を充実させるため、歯科医学に関する学会及び全国歯科衛生士教育協議会等が主催する研修会に積極的かつ計画的に参加し、教員としての資質及び指導力の向上に努める

附 則

この細則は昭和50年 4月 7日より施行する。

附 則

この改正細則は昭和55年4月1日より施行する。

附 則

この改正細則は昭和63年4月1日より施行する。

附 則

この改正細則は平成 4年4月1日より施行する。

附 則

この改正細則は平成19年4月1日より施行する。

附 則

この改正細則は平成22年4月1日より施行する。

附 則

この改正細則は令和 2年4月1日より施行する。